

公立大学法人奈良県立大学役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学の役員報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長（非常勤） 月額382,000円及び通勤報償費
  - (2) 学長である副理事長 月額900,000円以内で理事長が定める額、地域手当、期末手当、通勤手当及び特殊勤務手当
  - (3) 常務理事事務局長事務取扱 月額350,000円以内で理事長が定める額、地域手当、期末手当、通勤手当、管理職手当及び特殊勤務手当
  - (4) 非常勤の理事及び監事 日額25,000円及び通勤報償費
- 2 前項第1号の理事長の報酬は、理事長の任期ごとに見直すことができる。
- 3 第1項第1号及び第4号の通勤報償費は公立大学法人奈良県立大学旅費規程の定めるところによる。
- 4 第1項第2号及び第3号の地域手当、通勤手当及び特殊勤務手当は公立大学法人奈良県立大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に規定する職員の例により支給する。
- 5 第1項第3号の管理職手当は職員給与規程により一般職給料表9級の職員が事務局長の職にある場合に支給される管理職手当の額を上限として理事長が定める。

(期末手当)

第2条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の167.5（以下この条において「期末手当月数」という。）を乗じて得た額に、基準日前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6ヶ月 100分の100
  - (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
  - (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60
  - (4) 3ヶ月未満 100分の30
- 3 前項の規定による期末手当の額は、業績評価の結果又はその者の業績に応じ、その額の100分の20の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき第2条の規定に基づき定める基本給の月額に及び地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 前4条に規程するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例による。

(報酬の支給日)

第3条 常勤の役員報酬の支給日は、職員給与規程第6条に準じる。

2 非常勤の役員報酬は、月の1日から末日までの期間について、その期間の属する月の翌月の21日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

(月の途中で就任又は退職した場合の報酬)

第4条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職したとき又は法第17条第1項から第3項の規定により解任されたときは、その日まで報酬を支給する。

3 役員が死亡した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する。

(報酬の支払方法)

第5条 役員報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、役員からの申し出に基づき、当該役員が指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込んで支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に基づき役員報酬から控除することができる金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、職員給与規程の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月25日から施行し、平成30年12月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し、第2条第3号に規定する特殊勤務手当については平成31年1月1日に遡って適用する。